

鳥インフルエンザ防疫措置について

三重県農水商工部

1 県の防疫義務

- (1) 家畜伝染病予防法で県は、国からの法定受託事務として、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとされている。(同法第3条、第62条の5)
- (2) 国指針(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針)の基本方針において、発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要であり、都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行するとされている。
- (3) 発生時には、知事を本部長、各部局長を本部員とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を、県民センター所長を本部長とする現地对策本部を設置し、全庁的に防疫措置を行うとしている。(三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱)

2 防疫体制に関する昨年度の主な課題

- (1) 限りある獣医師等、対策本部要員数の中で、連続あるいは複数箇所が発生した場合、24時間体制では、長期的な危機管理面の対応が不可能となること。
- (2) 深夜の業務は、狭い鶏舎の中あるいは夜間の暗闇の中での作業となり、フォークリフトも稼働していることから、動員者が作業する上で非常に危険があり、労働安全管理上も問題であったこと。
- (3) 24時間体制で業務を継続しても、夜間は、著しく効率が落ち、待機時間が増えるなど職員の作業が非効率になったこと。
- (4) 事前に動員体制を確立していなかったことから、発生からの動員者の選定に時間的余裕がなく、選定過程で混乱があったこと。
- (5) 事前に作業従事適否の判断をしなかったため、現地の健康診断で作業不適者が出て、作業の班構成に支障があったこと。

3 主な改善内容

項目	改善内容	前回の対応
動員体制	<p>○12時間勤務を原則(1交替)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険を伴い作業効率も落ちる深夜作業は行わないこととし、昼間に動員を集中するとともに現地対策本部の体制を見直すことなどで、作業効率を維持する。 ・また、殺処分作業は原則、2時間作業・1時間休息のサイクルで労務管理する。 <p>(課題(1)(2)(3))</p>	24時間3交替
動員者の選定	<p>○動員者名簿の作成</p> <p>事前に、防疫業務従事可能者の名簿(当面对応の900人分)を「災害・防疫作業に係る職員派遣時の選定基準」により作成し、即応できる体制を整備する。(課題(4))</p>	その都度、各部局・各事務所に依頼
動員者の健康管理	<p>○作業前の健康確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長は、事前に「災害・防疫作業に係る職員派遣時の選定基準」により選出した職員について、動員前日に「健康調査確認表」に基づき、健康状態を確認する。また、当日は出発直前に各動員班長が再確認を行う。(課題(5)) ・上記のとおり事前の健康確認を行うことから作業前の健康診断は実施しない。 <p>○作業後の健康調査・観察について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業後は、発熱やインフルエンザ様症状等の申し出のあった者に対し健康調査を実施する。 ・また、動員者全員については、作業終了後翌日から10日間の健康観察を行い、感染の有無の確認を行なう。 <p>○その他</p> <p>体力、メンタル面から原則、同一人が2日連続殺処分についての勤務は行わないものとする。</p>	従事不可事項の周知や既往症や体調についての問診を作業当日現地で実施 (結果、現地で不適者が出た)

(参考) 宮崎県の事例：

昨年度、13農場(102万羽)で連続発生があった宮崎県においては、危険性や能率の観点から、途中から日勤体制に改め作業を実施した。

4 その他

防疫作業の細部については、随時改善していく。

高病原性鳥インフルエンザ発生時における市町への協力依頼

三重県農水商工部

発生時には、県のみならず市町、関係団体及び家きん飼養者が共通認識のもとに連携を図り、迅速かつ的確な防疫措置を講ずることが不可欠であります。つきましては、市町（担当部・課等）に対して農林水産商工環境事務所を通じ、下記のとおり協力要請を行い、対応をご検討いただいております。

1 発生市町への協力要請

- (1) 愛玩家きん飼育者及び学校・福祉施設等の家きん飼育管理者への家きんの移動自粛、異常の有無の報告等の呼びかけ
- (2) 防疫関連資材の保管、作業従事者の休憩などを行うための、公民館、体育館などの施設借用、関連資材（テント、水道水など）の借用手配
- (3) 防疫措置に発生する一般廃棄物の臨時収集
- (4) 処分鶏焼・埋却場所・交通規制又は遮断の選定、地元調整への協力
- (5) 交通規制又は遮断に関する地元住民への周知
- (6) 現地対策本部への職員派遣（先遣隊への参加を含む）
- (7) 市町対策本部の設置（住民の健康相談、情報提供等）
- (8) その他防疫措置に必要な作業等

2 発生市町を含む移動制限区域内市町への協力要請

- (1) 対策窓口の設置及び連絡体制の整備
- (2) 愛玩家きん飼育者、学校・福祉施設家きん飼養者等の家きん飼育管理者への家きんの移動自粛、異常有無の報告等の呼びかけ
- (3) 移動制限区域設定への協力
 - ・地理的情報の提供
- (4) 交通規制又は遮断に関する地元住民への周知
- (5) 区域内養鶏農家の検診への同行
- (6) 消毒ポイント設置への協力
 - ・仮設テント、動力噴霧器の確保、職員派遣
 - ・設置場所設定への協力
- (7) 市町広報を通じた正しい知識の普及啓発活動
- (8) 保管鶏卵に対する対応（保管場所の調整）
- (9) 死亡等野鳥に関する相談対応及び死亡等野鳥の回収・運搬・検査への協力

3 その他の市町への協力要請

- (1) 愛玩家きん飼育者、学校・福祉施設家きん飼養者等の家きん飼育管理者への家きんの異常の有無の報告等の呼びかけ
- (2) 家保が行う各種防疫活動への協力
- (3) 市町広報を通じた正しい知識の普及啓発活動

